社会保障Ⅰ　5月24 日（水）　5限目16：20～17：50

第６回【社会保障の理念と対象】福祉国家、基本的人権と社会保障の関係

●リアクションペーパー＃６

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この回の講義の感想・この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

1.社会保障の理念について

□これまで関心がなかった。

□関心はあったがよく知らなかった。

□前から関心があり、よく知っていた。

□盛り沢山でよく理解できなかった。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．社会保障と生存権について

□社会保障は、個人の生存権（生きる権利）を守ることにより、社会全体の連帯（きづな）を維持するためにある。

□日本国憲法　第３章　国民の権利及び義務【第13条】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。【第25条】すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべて の生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

□【第13条】は国民の権利（生存権）【第25条】は国の義務を規定している。迷ったら、この【第13条】と【第25条】に立ち返ること

３．社会保障の対象について

□一定の条件を満たす人が社会保障を受給する権利があり、同様に社会保障の費用を拠出する義務を負う。

□人的適用範囲に着目した個別社会保障の分類には、職域型（特定の産業・職業の従事者を加入者とする）と地域型（国民全体・地域全体を加入者とする）がある。

□日本の年金制度では国民年金（地域型）厚生年金（職域型）、大陸型（ビスマルクモデル）：職域（特に雇用労働者中心）イギリス・北欧型（べヴァレッジモデル）：地域型

□日本：内外人平等待遇の原則

□日本はILO102号条約（1952年）国際人権規約（1966年）難民条約（1981年）の批准国なので、在留外国人、短期滞在者、難民など、日本国籍の有無にかかわらず、国民年金、児童手当などの社会保障制度の対象となる。

□しかし、同じ外国籍でも一時滞在者（旅行者）、定住者、永住者、不法滞在者により異なる。また正規の就労資格を持つかどうかによっても扱いは異なる。

□生活保護制度：生活保護法は適用されないが、特定の在留資格により、行政処置として同等の取り扱いがなされている。

□ウクライナからの難民も社会保障の対象となっているが難民条約でいう難民認定を受けているわけではなく、特別避難民として扱われている。